

障害者差別のない共生社会づくり委員会（7/2）および
障害者施策推進協議会（7/17）での主な意見概要

- ・ 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会（7/2）：☒共
- ・ 障害者施策推進協議会（7/17）：☒施
- ・ ⇒：県の回答

【地域アドボケーターについて】

- 1 地域アドボケーターをしている中で、相談した案件のその後の経過はどうなったのか、フィードバックしてほしい。☒共
⇒フィードバックができていない案件もあったが、今後は適宜フィードバックを行う。解決に至っていなくとも中間報告等をするよう努める。

【相談事例への対応について】

- 1 「その他」に分類された相談事例について、適切な相談窓口につなぐ等の対応はしているか。☒共
⇒傾聴に努める事例もあるが、例えば生活困窮の方の相談窓口につなぐなどの対応を行っている事例もある。
- 2 喫茶店の入店拒否に関する事例紹介があったが、条例ではあっせんという制度がある。あっせん事例が1件もないが、抑止力にならないのではないかと。☒共
⇒有識者の方からも指摘を受けているところ。ただ、今回の事例に関しては、相談者の負担になることを考慮し、飲食業界をはじめ業界団体への周知を行うこととした。
- 3 コロナ禍以降、アドバイザーによる事例検証会議が実施されていない。☒共
⇒今年度からは終結案件も含め、どのように対応すべきだったか、今後どうすべきなのか等をアドバイザーに相談し検証してまいりたい。

【周知・啓発について】

- 1 共生社会サポーターの事業者を広報し広めていくことが有効と考える。☒共
⇒県のホームページで公開しているが、見やすくなるよう工夫する。
- 2 「合理的配慮」の認知度がまだまだ。わかりやすい表現はできないか。☒共
「委員会が出た意見」「(単に) 配慮」、「合理的調整」
- 3 合理的配慮という言葉は障害者権利条約から来ており、意味は同じで別の言葉にする余地はあるが、根本的なところから変えるのは相当難しい。☒共

【条例における障害の範囲について】

- 1 条例の範囲に生きづらさを含めることについて、社会モデルがぼやけてしまうため、反対。条例の課題が山積みなのに生きづらさを入れると障害者差別の解消が担保されない懸念がある。【共】
- 2 障害と生きづらさは定義が全く違うもの。【共】
- 3 条例制定当時の議論の中で、障害者と同様に生きづらさを抱える人も対象に含めるとしていた。生きづらさを外すのではなく、現状のままとしていただきたい。【共】

【合理的配慮助成金について】

- 1 合理的配慮助成金の周知が課題。【共】
- 2 助成金の対象として、手話通訳や要約筆記等の情報保障を加えていただきたい。【共】
- 3 仕事上の会議研修における情報保障を対象とできないか。これまで意思疎通支援事業で派遣できていたが、法律で合理的配慮の提供が事業者の義務となったことにより意思疎通支援事業での派遣ができなくなった。【施】
- 4 合理的配慮助成金を広めるためには、共生社会サポーターとの連携が効果的と考える。【共】
- 5 予算が満額執行されるまで補助率を 1/2 ではなく全額補助とできないか。【施】

【その他意見】

- 1 建物の建設等の際には、計画の段階で障害当事者が参画することを義務化すべき。
【共】
⇒県立施設の整備時に多角的な視点で施設整備を行っているとは認識しているが、全て満たされるようユニバーサルデザイン担当部局とも意見を共有する。
- 2 共生社会づくり条例の運用は共生社会づくり委員会で行い、チェック機能を施策推進協議会に持たせることはできないか。【施】